

独立行政法人医薬品医療機器総合機構任期付職員就業規則

平成24年4月17日

24規程第13号

改正 平成24年 7月20日24規程第25号

平成26年 3月20日26規程第 6号

平成27年 6月29日27規程第12号

平成27年 7月28日27規程第16号

平成28年 3月14日28規程第 1号

平成28年 6月24日28規程第16号

平成28年12月14日28規程第22号

平成29年 1月24日29規程第 2号

平成29年 2月20日29規程第 3号

平成30年 1月11日30規程第 1号

平成30年 3月28日30規程第10号

平成30年 4月23日30規程第13号

平成30年 9月21日30規程第19号

平成30年10月11日30規程第21号

平成31年 1月24日31規程第 1号

平成31年 2月20日31規程第 3号

平成31年 3月27日31規程第 4号

令和 元年 6月19日規程第 2号

令和 元年 8月27日規程第 9号

令和 元年12月17日規程第11号

令和 2年 1月23日規程第 1号

令和 2年 2月25日規程第 4号

令和 2年 3月 3日規程第 5号

令和 2年10月28日規程第11号

令和 3年 3月 4日規程第 3号

令和 3年 4月27日規程第13号

令和 4年11月30日規程第 9号

(目的及び効力)

第1条 この規則は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、期間を限つて雇用される次の各号に掲げる職員（以下「任期付職員」という。）の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(1) 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者で、その者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見及びマネジメント能力を一定の期間活用して遂行

することが特に必要とされる業務に従事する者

- (2) 当該分野に係る専門的な知識経験を有し、独立して業務を遂行する能力があると認められる者であって、当該能力を一定の期間活用して業務を遂行することが必要とされる業務に従事する者

2 任期付職員の就業に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

(区分)

第1条の2 任期付職員は、その勤務形態により次の各号のとおりに区分する。

- (1) 常勤任期付職員（1週の勤務時間が38時間45分のもの）
(2) 非常勤任期付職員（1週の勤務時間が38時間45分未満のもの）

(職員就業規則の準用)

第2条 次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる職員就業規則の条項を任期付職員に準用する。

- (1) 採用 第3条、第4条（同条第2号にあっては、理事長が請求した場合に限る。）及び第5条
(2) 業務の従事制限 第8条
(3) 休職 第9条(第4項を除く。)、第10条及び第11条第1項
(4) 復職 第12条
(5) 退職 第13条第1項から第4項まで（第1項第3号を除く。）
(6) 解雇 第14条から第18条まで
(7) 服務心得、遵守事項 第19条から第28条まで
(8) 始業、終業、遅刻、早退、欠勤 第29条から第32条まで
(9) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務 第33条の2
(10) 休憩時間 第34条
(11) 所定の場所以外での勤務 第35条
(12) 勤務時間の変更 第39条
(13) 年次有給休暇の届出 第41条
(14) 特別有給休暇の届出 第43条
(15) 育児休業及び育児時間 第45条
(16) 介護休暇及び介護時間 第46条
(17) 母性健康管理 第47条から第50条まで
(18) 出張 第51条及び第52条
(19) 教育研修 第56条
(20) 安全衛生 第57条
(21) 感染症の届出等 第58条第1項
(22) 健康診断 第59条第1項から第3項まで
(23) 災害補償 第60条
(24) 表彰 第61条

(25) 懲戒 第62条

(26) 人事給与システムの使用の例外 第63条の2

2 誓約書の記載事項に関する前項第1号において準用する職員就業規則第5条第2項第6号の規定の適用については、同号中「退職金の返納、損害賠償」とあるのは、「損害賠償」とする。

(任期)

第3条 第1条第1項第1号に掲げる者（以下「第1号任期付職員」という。）の任期は、5年を超えない範囲で理事長が定める。

2 第1条第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号任期付職員」という。）の任期は、3年を超えない範囲で理事長が定める。

3 前2項において、理事長は、任期付職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

4 理事長は、任期付職員を採用する場合には、当該任期付職員にあらかじめその任期を明示しなければならない。

(異動)

第3条の2 理事長は、採用の趣旨に反しない限り、任期付職員に対し、異動を命ずることができる。

(所定労働時間及び勤務時間)

第4条 任期付職員の所定労働時間は、毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制とし、1か月を平均して1週間38時間45分以内とする。

2 任期付職員の勤務時間は、午前9時30分から午後6時15分（第2条第1項第10号において準用する職員就業規則第34条第2項の適用を受ける者（以下「休憩時間短縮任期付職員」という。）にあっては、午後6時）までとする。ただし、7月及び8月に限り、本人からの事前の届出を受けて理事長が認める場合は、勤務時間を午前9時から午後5時45分（休憩時間短縮任期付職員にあっては、午後5時30分）までとすることができる。

3 理事長又はその委任を受けた者は、業務上必要があると認めるときは、前項の勤務時間を変更することができる。

(フレックスタイム制)

第4条の2 労働者の過半数を代表する者との書面による協定のうえ、同協定の定めに従って実施するフレックスタイム制を適用することとした常勤任期付職員（以下「フレックスタイム制適用職員」という。）の始業及び終業の時刻については、前条第2項及び第2条第1項において準用する職員就業規則第33条の2の規定を適用せず、当該常勤任期付職員の自主的決定に委ねるものとする。ただし、常勤任期付職員の自主的決定に委ねる時間帯は、次の各号に掲げる時間帯（以下「フレキシブルタイム」という。）とする。

(1) 始業時間帯

- イ 口からニまでに掲げる職員以外の職員 午前8時から午前10時まで
- ロ 第1号任期付職員（ニに掲げる職員を除く。） 午前5時から午前10時まで
- ハ 第2条第1項において準用する職員就業規則第34条第2項各号に掲げる職員（以下「育児又は介護を行う職員」という。）のうち第1号任期付職員以外の職員
午前7時から午前11時まで
- ニ 育児又は介護を行う職員のうち第1号任期付職員 午前5時から午前11時まで

(2) 終業時間帯

- イ 口からヘまでに掲げる職員以外の職員 午後4時から午後7時まで
- ロ 第1号任期付職員（ニ及びヘに掲げる職員を除く。） 午後4時から午後10時まで
- ハ 育児又は介護を行う職員のうち第2号任期付職員（ホに掲げる職員を除く。） 午後3時から午後7時まで
- ニ 育児又は介護を行う職員のうち第1号任期付職員（ヘに掲げる職員を除く。） 午後3時から午後10時まで
- ホ 休憩時間短縮任期付職員のうち第2号任期付職員 午後2時45分から午後7時まで
- ヘ 休憩時間短縮任期付職員のうち第1号任期付職員 午後2時45分から午後10時まで

- 2 フレックスタイム制適用職員は、午前10時から午後4時まで（育児又は介護を行う職員にあっては午前11時から午後3時まで、休憩時間短縮任期付職員にあっては午前11時から午後2時45分まで）の間（休憩時間を除く。以下「コアタイム」という。）については、必ず出勤のうえ所定の業務に従事しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長又はその委任を受けた者は、業務上必要があると認めるときは、フレックスタイム制適用職員からの申出に基づき、コアタイム及びフレキシブルタイムを変更することができる。
- 4 フレックスタイム制適用職員に係る第2条第1項において準用する職員就業規則第30条及び第31条の規定は、コアタイム（前項の規定によりコアタイムが変更されたフレックスタイム制適用職員にあっては、当該変更後のコアタイム）に限り、これを適用する。
- 5 フレックスタイム制適用職員に係る清算期間（その期間を平均し1週間当たりの労働時間が前条第1項に規定する所定労働時間を超えない範囲内において労働させる期間をいう。以下同じ。）は、月の初日から末日までとする。
- 6 前項に規定する各清算期間における所定総労働時間は、1日当たり7時間45分に、当該清算期間における所定労働日数を乗じて得た時間とする。
- 7 フレックスタイム制適用職員の標準となる1日の労働時間は、午前9時から午後5時45分まで（休憩時間短縮任期付職員にあっては、午後5時30分まで）の7時間45分とする。
- 8 業務上特に必要があつて第1項の協定で定める場合には、始業又は終業の時刻を常勤任期付職員の自主的決定に委ねないことがある。

- 9 フレックスタイム制の適用を受けた常勤任期付職員が自己の労働時間の管理をできない場合その他当該常勤任期付職員に対してフレックスタイム制を適用することが機構の業務の遂行に支障を生じさせると認める場合には、理事長又はその委任を受けた者は、当該常勤任期付職員に対するフレックスタイム制の適用を取り消すことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、フレックスタイム制の適用に関し必要な事項は、第1項の協定で定める。

(休日)

第5条 任期付職員の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 年末年始(12月29日から31日までの期間並びに1月2日及び3日)
- (4) その他特に理事長が指定する日
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長が個別に指定する日

(時間外勤務及び休日勤務)

第5条の2 理事長又はその委任を受けた者は、業務上特に必要があると認めるときは、任期付職員に対して第4条に規定する勤務時間外に、又は前条に規定する休日に勤務させることがある。

2 前項の規定に基づき、任期付職員が第4条に規定する勤務時間を超えて勤務したとき又は前条に規定する休日に勤務したときは、第9条の2の規定により、超過勤務手当を支給する。

3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある任期付職員(任期付職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして理事長が定める者に該当する場合における当該任期付職員を除く。)又は要介護者の介護を行う任期付職員が請求したときは、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。)又は1月について24時間若しくは1年について150時間を超えて、第4条又は第4条の2に規定する勤務時間を超えて勤務をさせないものとする。

4 前項に関する取扱いについては、別に定める育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する実施細則の規定による。

5 理事長は、妊娠中の女性任期付職員及び産後1年を経過しない女性任期付職員が請求した場合には、第4条又は第2条第1項第9号において準用する職員就業規則第33条の2に規定する勤務時間を超え、又は第5条に規定する休日に勤務をさせないものとする。

(超勤代替休暇)

第5条の3 理事長又はその委任を受けた者は、前条第1項の規定により命ぜられた勤務が1箇月について60時間を超えた任期付職員及びフレックスタイム制適用職員で所定総労働時間を超えた時間が60時間を超えた常勤任期付職員に対して、当該60

時間を超えた月（以下「60時間超過月」という。）の超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき休暇（労基法第37条第3項に規定する休暇をいう。以下「超勤代替休暇」という。）を指定することができる。

- 2 超勤代替休暇を指定することのできる期間は、60時間超過月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。
- 3 第1項に規定する指定は、次の各号により得た時間数を合計した時間数の範囲内で、勤務時間の始め又は終わりにおいて、4時間又は7時間45分（第6条に規定する年次有給休暇の時間に連続して超勤代替休暇を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該超勤代替休暇の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間。）を単位として行うものとする。
 - (1) 60時間超過月の60時間を超えて勤務した全時間（以下「60時間超過時間」という。）のうち、第5条に規定する休日以外の日における勤務に係る時間数に100分の25を乗じて得た時間数
 - (2) 60時間超過時間のうち、第5条に規定する休日における勤務に係る時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- 4 超勤代替休暇に勤務しなかった任期付職員に対しては、その超勤代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給は要しない。
- 5 理事長は、任期付職員があらかじめ超勤代替休暇の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代替休暇を指定しないものとする。

（休日の振替）

- 第5条の4 理事長又はその委任を受けた者は、第5条の2第1項の規定により、第5条に規定する休日に勤務することを命ずる場合には、あらかじめ勤務日を休日に変更して、その勤務することを命ずる日に振り替えることができる。
- 2 前項の規定による振替は、勤務することを命じた休日の属する月の勤務日を休日に指定するとともに、勤務することを命じた休日又は休日に振り替えられる勤務日の何れか早い日の属する週の前週までに明示しなければならない。

（年次有給休暇）

第6条 常勤任期付職員の年次有給休暇は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤任期付職員は、毎年4月1日から3月31日までの間において、20日の年次有給休暇を受けることができる。ただし、年度の途中において新たに雇用され、又は雇用が終了する者の年次有給休暇の日数は、雇用期間に応じて次の表に定める日数とする。

雇用期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
日	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- (2) 前号の日数については、労基法第39条第1項及び第2項の規定に基づく年次有給休暇が繰り上げられているものとする。
- (3) 年次有給休暇の請求があった場合は、前号の年次有給休暇から先に請求があつたものとして取り扱うこととする。なお、第3項に定める繰り越された年次有給休暇を有する者から年次有給休暇の請求があつた場合は、当該休暇が先に請求されたものとする。
- 2 非常勤任期付職員は、労基法第39条第1項及び第3項の規定に基づく年次有給休暇を受けることができる。
- 3 第1項第2号及び前項の年次有給休暇は、20日を限度として次の1年間に繰り越すことができる。この場合において、1日未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 年次有給休暇は、1日又は時間を単位として請求することができる。
- 5 1時間を単位として受けた年次有給休暇を日に換算する場合は、7時間45分（非常勤任期付職員にあっては、当該非常勤任期付職員の1日当たりの所定労働時間）をもつて1日とする。
- 6 理事長又はその委任を受けた者は、任期付職員の年次有給休暇の取得促進を図るため必要があると認めたときは、第1項又は第2項の規定により年次有給休暇を10日以上付与した任期付職員に対して、当該年次有給休暇の日数のうち、5日の範囲内の日数に限り、時季を定めることにより与えることがある。
- 7 前項の規定により年次有給休暇を与える場合は、あらかじめ、同項の規定により当該年次有給休暇を与えることを当該任期付職員に明らかにした上で、その時季について当該任期付職員の意見を聞くものとする。
- 8 第6項の規定により年次有給休暇を与える場合は、理事長と労働者の過半数を代表する者との書面による協定で定めるところにより与えるものとする。

（特別休暇）

第6条の2 常勤任期付職員は、職員就業規則第42条に規定する特別有給休暇を受けることができる。ただし、雇用期間が短期となる者は個別に決定する。

- 2 非常勤任期付職員は、次に掲げる有給又は無給の特別休暇を受けることができる。
- (1) 有給の特別休暇は次のとおりとする。
- イ 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤任期付職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- ① 非常勤任期付職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤任期付職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- ② 非常勤任期付職員及び当該非常勤任期付職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤任期付職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

- ロ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
 - ハ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤任期付職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - ニ 非常勤任期付職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - ホ 非常勤任期付職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - ヘ 非常勤任期付職員が骨髄移植のための骨髓液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - ト 非常勤任期付職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の1月前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
 - チ 非常勤任期付職員の子が結婚する場合で、結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する2日の範囲内の期間
 - リ 非常勤任期付職員の兄弟姉妹が結婚する場合で、結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間
 - ヌ 非常勤任期付職員の親族（職員就業規則別表の左欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、非常勤任期付職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
 - ル 非常勤任期付職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
 - ヲ 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により非常勤任期付職員が休暇を申し出て理事長の許可を受けた場合 理事長が認定する期間
- (2) 無給の特別休暇は、次のとおりとする。
- イ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定である女性の非常勤任期付職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
 - ロ 女性の非常勤任期付職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の非常勤任期付職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- ハ 生後1年に達しない子を育てる非常勤任期付職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の非常勤任期付職員にあっては、その子の当該任期付非常勤職員以外の親が当該非常勤任期付職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育儿時間を請求した場合は、1日に2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）
- ニ 非常勤任期付職員が妻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 非常勤任期付職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間における3日の範囲内の期間
- ホ 非常勤任期付職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤任期付職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- ヘ 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子又は民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により非常勤任期付職員が当該非常勤任期付職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該非常勤任期付職員が現に監護する者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である非常勤任期付職員に委託されている児童のうち、当該非常勤任期付職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として理事長が定める者を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤任期付職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病的予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- ト 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤任期付職員が、その子の看護（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症にかかったその子の世話に限り、同規則第19条に規定する出席停止の期間中のものを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 子1人につき一の年度において原則として連続する10日の範囲内の期間
- チ 職員就業規則第46条1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下の号において「要介護者」という。）の介護を行うために勤務しないことが相当で

あると認められる場合 一の年度（月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間

- 3 前項第 2 号ニからチまでの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1 日又は 1 時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 前条第 5 項の規定は、特定休暇について準用する。

（生理日の勤務が著しく困難な女性の任期付職員に対する措置）

第 6 条の 3 女性の任期付職員で生理日の勤務が著しく困難な者の請求があった場合には、その者に対して無給の休暇を与える。ただし、常勤任期付職員については、連続する 2 日以内を有給とする。

- 2 前項の休暇を受けようとする者は、人事給与システムにより理事長に届け出るものとする。

（給与の種類）

第 7 条 任期付職員の給与の種類は、年俸、通勤手当、超過勤務手当、業績手当及び初任給調整手当とする。

（年俸）

第 8 条 第 1 号任期付職員は、次に掲げる号俸に基づく年俸を適用する。

号俸	年俸
1	5,731,200 円
2	6,566,400 円
3	7,430,400 円
4	8,582,400 円
5	9,979,200 円
6	11,390,400 円

- 2 第 2 号任期付職員は、次に掲げる号俸に基づく年俸を適用する。

号俸	年俸
1	4,780,800 円
2	5,284,800 円
3	5,673,600 円

- 3 前 2 項に規定する号俸及び年俸は、業務内容及びその者が有する知識経験、識見、職務経歴等を勘案して理事長が決定するものとし、号俸に対応する年俸を勤務時間等の勤務形態により月額又は日額により支給する。ただし、特別な事情により、前各項の号俸及び年俸により難いときは、個別に理事長が決定する。

4 第3条第3項の規定に基づき任期付職員の任期が更新された場合は、更新対象者の業務等を勘案し、理事長が決定した額を当該任期付職員の年俸とすることができる。

(通勤手当)

第9条 常勤任期付職員の通勤手当は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（平成16年規程第4号。以下「給与規程」という。）第14条の規定を準用して支給する。ただし、月の途中から勤務を開始する場合は、当該月の通勤手当は日割り計算により支給する。

2 非常勤任期付職員の通勤手当は、日割計算により支給する。

(超過勤務手当)

第9条の2 任期付職員の超過勤務手当は、給与規程第19条（第1号任期付職員にあっては第1項及び第3項を除く。）又は第20条（第1号任期付職員にあっては第1項及び第3項を除く。）の規定を準用して支給する。

(端数計算)

第9条の3 前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額及び次条の規定により勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与の額)

第9条の4 第9条の2の規定による超過勤務手当の額並びに第10条、第12条の2及び第12条の3の規定により減額する給与の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与の額は、第8条で決定した年俸を1週間の所定の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(欠勤者の給与)

第9条の5 第2条第1項第8号において準用する職員就業規則第31条第1項の規定に基づく欠勤の届出を行い承認を受けた場合には、給与として、欠勤の承認を受けた期間中の年俸の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業補償給付又は長期傷病補償給付を受ける場合には、給与の額からそれらの補償の額を控除した残額を支給する。

(休職者の給与)

第9条の6 第2条第1項第3号において準用する職員就業規則第9条第1項（第4号に係る部分を除く。）の規定に基づき休職を命じられた期間中の給与は、支給しない。

2 第2条第1項第3号において準用する職員就業規則第9条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定に基づき休職を命じられた期間中の給与は、その都度定める。

(業績手当)

第9条の7 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という）にそれぞれ在職する常勤任期付職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された常勤任期付職員についても同様とする。ただし、常勤任期付職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の基準日に係る業績手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた業績手当）は、支給しない。

- (1) 常勤任期付職員が第2条第1項第25号において準用する職員就業規則第62条第1項第3号の規定により停職にされている場合
 - (2) 常勤任期付職員が基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に第2条第1項第25号において準用する職員就業規則第62条第1項第4号の規定により懲戒解雇にされた場合
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤任期付職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (4) 第4項において準用する給与規程第26条第1項の規定により業績手当の支給を一時差し止める处分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に係る禁錮以上の刑に処せられた場合
- 2 業績手当は、勤務期間等に応じて、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された常勤任期付職員にあっては、退職し又は解雇された日現在）において当該常勤任期付職員の受けるべき年俸の月額に次条に定める人事評価により決定した評語に対応した別に定める業績率を乗じて得た額に業績手当の支給対象期間（基準日内の6箇月間をいう。）内の勤務日数に基づく期間率（給与規程第25条第2項に規定する期間率をいう。）を乗じて得た額とする。
- 3 前項の支給対象期間内に、次の各号に掲げる期間がある場合は、別に定める方法により、当該支給対象期間から当該期間を除算する。
- (1) 第2条第1項第3号において準用する職員就業規則第9条第1項の規定に基づき休職を命じられた期間
 - (2) 第2条第1項第8号において準用する職員就業規則第31条第1項に規定する欠勤をした期間
 - (3) 第2条第1項第15号において準用する職員就業規則第45条の規定に基づき育児休業又は育児時間の承認を受けて勤務しなかった期間
 - (4) 第2条第1項第16号において準用する職員就業規則第46条の規定に基づき介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間
 - (5) 第2条第1項第25号において準用する職員就業規則第62条第1項第3号の規定に基づき停職にされていた期間
 - (6) フレックスタイム制適用職員の各清算期間における総労働時間が、当該清算期間において所定総労働時間に不足した期間
- 4 業績手当については、給与規程第26条の規定を準用する。この場合において、同条中「就業規則第9条第1項第3号」とあるのは、「第2条第1項第3号において準用する職員就業規則第9条第1項第3号」と読み替えるものとする。

(人事評価)

第9条の8 常勤任期付職員を対象として、機構の常勤任期付職員としての基本的な姿勢並びに職務上の役割を果たすための取組及び成果の評価（以下「人事評価」という。）を行う。

- 2 人事評価の結果は、前条の業績手当に反映する。
- 3 前項に定めるほか、人事評価については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構人事評価規程（平成19年規程第7号）第2条、第3条第1項及び第2項、第4条から第9条まで並びに第10条から第12条までの規定を準用する。この場合において、同規程第7条第1項中「俸給及び賞与」とあるのは、「業績手当」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当)

第9条の9 初任給調整手当は、給与規程第17条の規定を準用して支給する。

(給与の減額)

第10条 給与規程第18条の規定は、定められた勤務時間を勤務しないときの任期付職員の給与について、給与規程第18条の2の規定は、清算期間における総労働時間が所定総労働時間に不足する場合におけるフレックスタイム制適用職員の給与について、それぞれ準用する。

(退職手当)

第11条 退職又は解雇に際して退職手当は支給しない。

(給与の支給日)

第12条 常勤任期付職員の給与は、職員給与規程第9条の規定を準用して支給する。

- 2 非常勤任期付職員の給与は、毎月の末日を締切り日とし、その月の額を翌月の20日に支給する。ただし、20日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

(育児休業者等の給与)

第12条の2 育児休業をしている者の当該育児休業期間中の給与は、支給しない。

- 2 基準日に育児休業をしている任期付職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある任期付職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。
- 3 育児休業をした任期付職員が業務に復帰した場合におけるその者の年俸については、部内の他の任期付職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。
- 4 任期付職員が第2条第1項第15号において準用する職員就業規則第45条の規定による育児時間の承認を受けて勤務時間の一部について勤務しない場合には、その勤務し

ない1時間につき、第9条の4に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

(介護休暇者の給与)

第12条の3 第2条第1項第16号において準用する職員就業規則第46条の規定に基づき、介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第9条の4に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

2 第2条第1項第16号において準用する職員就業規則第46条の規定による介護時間の承認を受けて勤務時間の一部について勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第9条の4に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

(フレックスタイム制適用職員に係る勤務時間数の算定)

第12条の4 フレックスタイム制適用職員に係る勤務時間数の算定については、給与規程第21条（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同条中「第18条の2又は前条」とあるのは、「第10条において準用する給与規程第18条の2又は第9条の2において準用する給与規程第20条」と読み替えるものとする。

(期間の計算)

第13条 第2条の規定により準用する職員就業規則第9条、第10条、第13条、第14条、第15条、第16条、第31条及び第62条並びに第6条の2及び第6条の3については、その日数、月数又は年数に休日を含むものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第14条 特別の事情によりこの規程によることが著しく不適当である場合の取扱いは、理事長の定めるところによる。

(実施規定)

第15条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月17日から施行する。
- 2 平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間、第8条に規定する俸給の支給及び第10条に規定する1時間当たりの給与の額の算出については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）第9条の規定に準じるものとする。
- 3 令和4年3月31日までの間、独立行政法人医薬品医療機器総合機構におけるテレワーク勤務に関する規程（令和3年4月27日規程第12号）第3条第4項の規定に基づき理事長等からテレワーク勤務を命じられた者が月に一回以上テレワーク勤務を行つ

た場合は、第7条に定める給与のほか、テレワーク勤務に要する費用として月額1,000円の手当を支給する。

- 4 前項の場合において、第9条の4の適用については、同条中「年俸」とあるのは「年俸及び附則第3項に基づき支給される手当に12を乗じて得た額（超過勤務手当の額を算定する場合に限る。）」と、第12条の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。この場合において必要な読み替えは別に定める。」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年7月20日24規程第25号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日26規程第6号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日27規程第12号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年7月28日27規程第16号）

この規程は、平成27年7月28日から施行する。

附 則（平成28年3月14日28規程第1号）

- 1 この規程中、第1条、第2条及び第5条から第7条までは平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用し、第3条及び第4条は平成28年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程第9条第2項の適用については、平成27年6月支給の特別手当に関しては、同項中「100分の150」とあるのは「100分の147.5」とし、平成27年12月支給の特別手当に関しては、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。
- 3 独立行政法人医薬品医療機器総合機構継続雇用職員就業規則第15条第2項の規定の適用については、平成27年6月支給の勤勉手当に関しては、同項中「100分の37.5」とあるのは「100分の35」と、平成27年12月支給の勤勉手当に関しては、同項中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。
- 4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構任期付職員就業規則第1条第1項第1号に規定する任期付職員の年俸については、同就業規則第8条第1項の規程にかかわらず平成28年3月31日までの間は、次に掲げる号俸に基づく年俸を適用する。

号俸	年俸
1	5,588,460円
2	6,441,660円
3	7,323,300円

4	8, 460, 900円
5	9, 840, 240円
6	11, 233, 800円

5 独立行政法人医薬品医療機器総合機構任期付職員就業規則第1条第1項第2号に規定する任期付職員の年俸については、同就業規則第8条第2項の規程にかかわらず、平成28年3月31日までの間は次に掲げる号俸に基づく年俸を適用する。

号俸	年俸
1	4, 649, 940円
2	5, 161, 860円
3	5, 560, 020円

附 則（平成28年6月24日28規程第16号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日28規程第22号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年1月24日29規程第2号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年2月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（平成28年度の経過措置）

第2条 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間(以下この条において「平成28年度」という。)における扶養手当の支給については、第1条による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）第11条及び第12条の規定は適用せず、なお従前の例による。

2 平成28年度における独立行政法人医薬品医療機器総合機構継続雇用職員就業規則第15条第2項の適用については、同項中「勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に100分の40」とあるのは、「6月の勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に100分の37.5を、12月の勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に100分の42.5」とする。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第3条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第11条及び第12条の規定にかかわらず、この条の定めるところによる。

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の支給については、第1条による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（以下この項において「旧職員給与規程」という。）第11条及び第12条の規定を適用す

る。この場合において、旧職員給与規程第11条第3項中「16,000円」とあるのは「12,200円」と、「8,000円」とあるのは「同項第2号に該当する扶養親族（子に限る。）は9,700円とし、その他の扶養親族は7,900円」と、「13,500円」とあるのは「同項第2号に該当する扶養親族（子に限る。）は12,200円、その他の扶養親族は11,000円」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第11条（第1項ただし書を除く。）及び第12条の規定を適用する。この場合において、新職員給与規程第11条第3項中「7,900円（別表第1の俸給表Ⅰの適用を受ける職員でその職務の等級が8等級であるもの（以下「俸（I）8等級職員」という。）にあっては、4,300円）」とあるのは、「7,900円」とする。
- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第11条（第1項ただし書を除く。）及び第12条の規定を適用する。この場合において、新職員給与規程第11条第3項中「8等級である」とあるのは、「8等級以上であるもの及び別表第2の俸給表Ⅱの適用を受ける職員でその職務の等級が4等級以上である」とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

附 則（平成29年2月20日29規程第3号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月11日30規程第1号）抄

（施行期日等）

- 第1条 この規程は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第12条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定及び第6条の規定による改正後の任期付職員就業規則の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

3及び4 略

附 則（平成30年3月28日30規程第10号）抄

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月23日30規程第13号）抄

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成30年9月21日30規程第19号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年10月11日30規程第21号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月24日31規程第1号）抄
(施行期日等)

第1条 この規程は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は、同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定及び第6条の規定による改正後の任期付職員就業規則の規定並びに附則第4条の規定は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 略

附 則（平成31年2月20日31規程第3号）
(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の職員就業規則第40条第9項から第11項まで、第2条の規定による改正後の任期付職員就業規則第6条第6項から第8項まで、第3条の規定による改正後の継続雇用職員就業規則第9条第6項から第8項まで、第4条の規定による改正後の特任職員就業規則第8条第7項から第9項まで、第5条の規定による改正後の嘱託等就業規則第8条第7項から第9項まで及び第6条の規定による改正後の事務補助員就業規則第4条第5項から第7項まで（これらの規定を継続雇用事務補助員就業規則第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、平成31年4月1日以後に付与される年次有給休暇について適用する。

附 則（平成31年3月27日31規程第4号）
(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（平成16年規程第4号）及び同規程に基づく実施細則による能力等級及びその標準的な能力の内容について、当分の間、第1条の規定による改正前の人事評価規程別表1及び別表2の能力基準書は、なおその効力を有する。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（継続雇用職員にあっては、平成30年4月1日から平成31年1月31日まで）を人事評価期間とする人事評価並びに当該人事評価の結果の職員の俸給及び賞与への反映、当該人事評価の結果による継続雇用職員の更新並びに当該人事評価の結果の常勤任期付職員の業績手当への反映については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月19日規程第2号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年8月27日規程第9号）
この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和元年12月17日規程第11号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月23日規程第1号）抄
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の任期付職員就業規則の規定並びに附則第3条の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 略

附 則（令和2年2月25日規程第4号）
この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和2年3月3日規程第5号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月28日規程第11号）
この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日規程第3号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月27日規程第13号）
この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日規程第9号）抄
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 略

第2条・第3条 略

(補則)

第4条 この附則に規定するもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて、別に定める。